

源泉徴収義務者

<源泉徴収義務者とは>

会社や個人（事業者）が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。そして、差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに国に納めなければなりません。（給与の支給人員が常時 10 人未満である源泉徴収義務者は年 2 回にまとめて納付できる特例制度の選択が可能です。）。

このように、所得税及び復興特別所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

<源泉徴収義務者となる者>

源泉徴収義務者となる者は、会社や個人だけではありません。給与などの支払をする学校や官公庁、人格のない社団・財団なども源泉徴収義務者となります。

ただし、常時 2 人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人は、その支払う給与や退職金について源泉徴収をする必要はありません。

また、『給与所得者について源泉徴収義務を有する個人』以外の個人が支払う税理士報酬などの報酬・料金については、源泉徴収をする必要はありません（例えば、個人で事業はしているが、給与の支給対象がいない場合や、給与所得者が確定申告のために税理士に報酬を支払った場合などは源泉徴収をする必要はありません。）。

<給与所得者の源泉徴収>

『給与所得者の扶養控除申告書』が提出されている場合には、税額表の“甲欄”、提出がない場合には“乙欄”で徴収税額を求めます。

『扶養控除申告書』については、国内において給与の支払を受ける人は、原則としてこの申告書を提出しなければなりません。2 つ以上の会社から給与の支払がある場合には、主たる給与の会社のみで申告書を提出し、他の会社には提出することができません。原則、『扶養控除申告書』が提出されている“甲欄”のみが、扶養控除などの控除を考慮した税額が算出されることとなります。

なお、『扶養控除申告書』を提出しない場合には、税額表“乙欄”の適用で高い税額が徴収されるとともに、年末調整を行うこともできません。

<相手との合意で本来と異なる（少ない税額での）源泉徴収とした場合>

例えば、本来源泉徴収が必要となる司法書士事務所への支払で、司法書士事務所が源泉徴収を行わない請求書を発行したような場合でも、税法上は、源泉徴収義務者としての源泉を徴収する義務があります。請求通り（源泉徴収なし）に支払った額が本来の源泉所得税控除後の金額とみなされ、支払者側が源泉徴収義務者として本来の源泉額を税務署へ納める義務があることになるので、注意が必要です。これは給与所得者から『扶養控除申告書』の提出がないのに“甲欄”を適用している場合なども同様です。

<源泉所得税納付漏れのペナルティ>

本来の納付期限から納付が遅れた時に課される『延滞税』以外に、『不納付加算税』として、納付税額×10%（自主的に納付した場合 5%）が課されます。この『不納付加算税』には『延滞税』のように日割りの概念がありませんので、1 日でも納付が遅れると 10%もしくは 5%が課されることとなりますので、注意が必要です。

（文責：藤村 祐司）